



2020年12月25日 千葉県下 特定最低賃金の一部改定

○鉄鋼業 995円 (改定前 993円 引上額 2円)

○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業 954円 (改定前 951円 引上額 3円)

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があり、特定最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。千葉県下には7業種の特定最低賃金がありますが、2020年度の改定は上記の2種類のみであり、他の5業種は地域別最低賃金(925円 2020年10月1日発効)が適用されます。

なお、支払い賃金(実際に貰っている賃金)を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外した上で、比較することになっています。

詳しくは下記のURLまたはQRコードより、千葉労働局のホームページにてご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/news_topics/_20201104_tinnginn.html

最低賃金の問い合わせ先 (千葉労働局賃金室)

TEL : 043-221-2328



千葉県の最低賃金一覧表

使用者も 労働者も 必ず確認 最低賃金！

最低賃金件名	時間額	発年 効日 月 日	最低賃金の適用について
千葉県最低賃金	925円	令和 2.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	鉄 鋼 業	995円	令和 2.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業 (電球・電気照明器具製造業、 電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、 補助的経済活動を行う事業所を除く。)	954円	令和 2.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、 操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、 取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、 材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	調味料製造業	令和2年10月1日から 925円 ※ 左欄の5業種の最低賃金は、令和2年度は改正がありませんでした。		
	はん用機械器具、産用機械器具製造業			
	計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具・理化学機械器具製造業、 医療用機械器具・医療用品製造業、 光学機械器具・レンズ製造業、 時計・同部分品製造業、 眼鏡製造業			
各種商品小売業				
自動車(新車)小売業				

“業務改善助成金”を活用して企業内最低賃金をアップしてみませんか！？

厚生労働省 業務改善助成金



(千葉労働局「千葉県の最低賃金一覧表」より)